

確定申告・町県民税等の申告が始まります。

申告期間：2月18日(月)～3月15日(金)

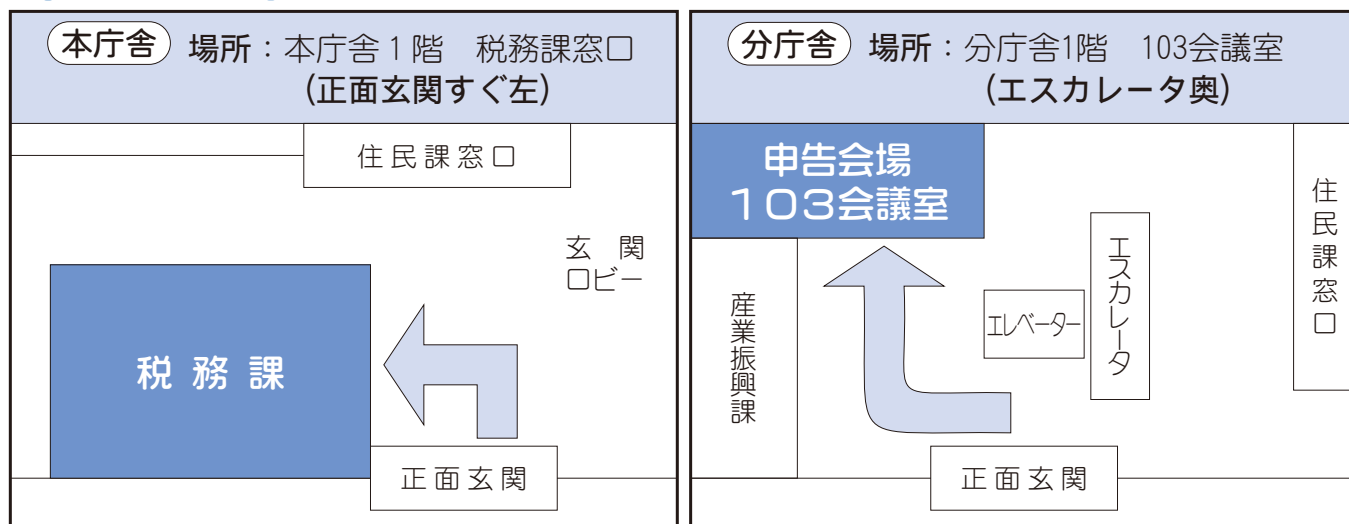
閉庁日における臨時の確定申告相談日：3月3日(日) 午前9時～午後3時(本庁舎のみ)

町県民税の申告は、1年間（平成24年1月1日～平成24年12月31日まで）の収入状況等について申告していただくものです。

この申告は、あなたの町・県民税及び国民健康保険税等の税額を正しく算出する基礎となるだけでなく、所得証明書等の発行や年金受給の判定など広範囲に影響します。そのため、たとえ収入が無い場合や収入が少なく家族等に扶養されている場合でも申告は必要となりますので、申告書が届きましたら3月15日(金)までに必ず提出してください。

また、税務署から確定申告書の用紙が送られている方は、忘れずにご持参ください。

【受付会場】



◎住宅ローン控除について

税源移譲により所得税が減額となり、住宅ローン控除を受けることのできる金額が減る場合は、この所得税の住宅ローン控除額の減少分について、翌年度の町県民税から差し引く措置がとられます。

★対象者：平成11年から平成18年末まで又は平成21年度から平成25年度までの間に入居された方

★対象年度：平成20年度分から平成28年度分まで又は平成22年度分から平成35年度分まで

(平成21年度 税制改正適用者)

○申告をしないと…

○賦課資料がないため、公営住宅や児童手当、保育料、私学助成、融資関係などの手続きに必要な所得証明書や、課税証明書・非課税証明書等の発行ができません。

○国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料等の算定資料となりますので、申告をしないと軽減制度の適用等を受けることができません。

《待ち時間短縮のためにご協力下さい》

事業所得や不動産所得のある方で確定申告書を提出する方は、その年の総収入金額や必要経費の内容を記載した収支内訳書を添付することになっています。申告受付時に各種領収書などを提示されますと、書類の作成に多くの時間を要してしまいますので、必ず事前に作成しておいてください。

また、医療費控除を受けられる方は、事前に医療を受けた人・病院・薬局ごとの医療費の合計額を計算しておいてください。

【所得税の申告】

給与所得、年金所得以外に次のような所得がある方は、申告が必要な場合がありますので、昨年1年間の収入をもう一度確認しましょう。

○地代や家賃収入……………（不動産所得）

○土地や建物などを売った収入……………（譲渡所得）

○生命保険契約等の満期保険金等……………（一時所得）

※2ヶ所以上から給与を受けており年末調整をしていない方、年末調整をされた方で給与以外の所得が20万円を超える方は、申告が必要となります。

申告に必要なもの

- ①印鑑 ②還付金のある方は、本人名義の預金口座のわかるもの
③申告に必要な書類（下の条件を参考にご持参下さい。）

住宅借入金等特別控除がある人

- ①源泉徴収票
- ②家屋の登記簿謄本
- ③借入金の年末残高証明書
- ④請負契約書・売買契約書
- ⑤住民票

医療費控除がある人

- ①源泉徴収票
- ②医療費等の領収書
- ③高額療養費や保険等で補てんされた金額のわかる書類

公的年金受給者

- ①源泉徴収票
- ②生命保険料、地震保険証明書等所得控除に必要な書類
- ③健康保険料の支払額が分かるもの

年の途中で退職し、再就職していない人

- ①源泉徴収票
- ②生命保険料、地震保険証明書等所得控除に必要な書類
- ③健康保険料・国民年金保険料の支払額が分かるもの

用地買収等により譲渡所得があった人

- ①源泉徴収票
- ②売買契約書等（譲渡価格や契約内容等のわかる書類）
- ③収容証明書・買い取り等の証明書（公共事業用地等に限るため譲渡した場合）

◇国税庁ホームページで、確定申告書などの作成ができます。 <http://www.nta.go.jp>

◇自宅や事務所から国税の申告等の提出や納税ができます。事前に電子証明書の取得、届出書の提出他の手続きが必要です。詳しくはe-taxホームページをご覧ください。 <http://www.e-tax.nta.go.jp>

【町県民税等の申告】

町県民税等の申告が必要な方は、平成25年1月1日現在、南部町に住所がある全ての方が対象となりますが、次のような方は、申告を省略できます。

①平成24年中の所得が給与所得（1ヶ所のみからの受給）のみで、給与から町県民税が引かれている方

②税務署へ所得税の確定申告書を提出する方

※①に該当する方には、あらかじめ申告書は送付していませんが、退職等により申告が必要なのに届いていない場合は、お手数ですがご連絡下さい。

申告時に持参する書類等

- 1、町県民税の申告書と印鑑
- 2、平成24年分の源泉徴収票の原本（給与・年金収入のある方）
- 3、収支決算書（事業をされている方）
- 4、平成24年中に支払った社会保険料（国民年金等）の支払証明書または領収書、生命保険・個人年金・地震保険・介護保険料等の控除証明書

※ご注意

シルバー人材センター、内職等からの収入は所得となりますので、必ず申告してください。

【お問合せ先】

税 務 課 ☎ 6 6 - 3 4 0 4（直通）

鯉沢税務署 ☎ 0 5 5 6 - 2 2 - 3 1 9 1